

令和5年8月定例教育委員会 会議録

8月定例教育委員会を令和5年8月22日（火）午前10時 市役所201・202会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 長谷川教育部長 小幡子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査
野口指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 山田

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第31号議案 犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正について
 - 第32号議案 犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について
 - 第33号議案 犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 9月・10月行事予定表について
 - (4) 議会の議決を経るべき事件
 - (5) 犬山市指定無形民俗文化財「石上祭」の指定解除について
 - (6) 子ども未来園・土曜保育の実施見直しについて
 - (7) ヤングケアラー実態調査について
 - (8) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

	開 会
教 育 長:	ただ今より 8 月定例教育委員会を開催します。
	教育長報告
教 育 長:	<p>皆さんおはようございます。本日は定例教へのご出席ありがとうございます。</p> <p>今年は 35 度を超える猛暑日が何日も続き、例年に比べてひととき暑さを感じる夏でした。明日 8 月 23 日は二十四節気の処暑。暑さも和らぎ朝晩は秋の気配を感じる時期という意味ですが、どうなることかと思っています。夏休みも終盤に差しかかって、子どもたちは休みが減っていく寂しさを感じながら宿題の片付けに追われているんじゃないかと思っています。この夏休み、今のところ子どもの事件事故について報告はありません。無事に休みを過ごしてくれているものと思っています。ただ、この時期から 9 月の初めにかけては、全国で小中高生の自殺が最も多い時期です。私たち大人は、子どもたちの様子をいつもより細かく観察して、気にかかる子を見つけたら、ためらいなく声をかけるようにしたいと思っています。</p> <p>それでは 8 月の定例会を始めさせていただきます。</p>
	第 31 号議案
教 育 長:	第 31 号議案「犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正について」、事務局お願いします。
加藤課長:	組織改正に伴い犬山祭保存会に新たに「参与」という役ができましたので、第 2 条第 2 号中の委員構成に参与を加えています。また、他の委員会規則に倣い、字句の修正を行いました。
教 育 長:	<p>ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第 31 号議案「犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第 32 号議案の審議に入ります。</p>
	第 32 号議案
教 育 長:	第 32 号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について」、事務局お願いします。
上原課長:	改正前は保護者の市町村民税の均等割額や所得割額、保育の実施基準表を記載していましたが、事務の実態に合わせて見直しを図り、改正するものです。
教 育 長:	<p>個人情報等もありますので、情報は必要最小限書いていただくということですが、ご意見ご質問ありますか。</p> <p>では、第 32 号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。

教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第33号議案の審議に入ります。
	第33号議案
教 育 長:	第33号議案「犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」、事務局お願いします。
上原課長:	主な改正は、字句の修正、個人番号記載欄を設けたもので、こちらも32号議案と同様事務の実態に合わせ見直しを行うものです。
教 育 長:	先程と同様、必要最小限の事柄を記入していただくように様式を変更するということです。ご意見ご質問ありますか。 では、第33号議案「犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	通信及び請願
教 育 長:	通信及び請願はありますか。
事 務 局:	ありません。
	協議・連絡
教 育 長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
坂野課長:	令和5年7月14日から8月9日の期間に後援名義使用を承認した事業は12件、継続事業は10件、新規事業は2件です。 新規事業について説明させていただきます。 事業No.5「ワクワク体験遊び」です。未就学児から小学生を対象としたもので、大縣神社、本宮山、信貴山などを周遊し自然を活用した里山歩きやネイチャーゲーム等を実施するボーイスカウトの体験会です。 事業No.7「犬山フルまちミュージアムイベント」です。犬山市観光戦略会議の委員でもある中部大学の服部敦教授を代表として、犬山フルまちミュージアムイベント実行委員会が主催する事業です。犬山城下町においてアートと文化、音楽などをテーマとしたイベントを開催するもので、音楽のライブイベントや中部大学の学生と市民等も参加した映画制作等も企画されています。観光庁の補助金を受けて実施するという事です。
教 育 長:	ご意見ご質問おありでしょうか。 次に「令和5年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。
大黒課長:	本年2度目の認定です。11世帯17名を認定とし、所得制限等で不認定としたところが2世帯3名です。合わせて小学校207名、中学校155名、合計362名認定とさせていただきます。
教 育 長:	これについてはいかがでしょうか。基準に合わせて判断をした結果ということです。お認めいただいております。

	次に「9月・10月行事予定表について」、事務局お願いします。
野口 指導主事:	<p>9月1日に学校、幼稚園がまた始まります。子どもたちには元気よく過ごして欲しいと思います。9月から運動会、授業参観等各校で計画されています。</p> <p>10月に入ると6日に一旦前期終業式で学校は終わり、10月10日から後期始業式で3月まで教育活動がスタートします。10月2日の栗栖小学校を皮切りに16日、19日、23日と、10月は4校の学校訪問が計画されています。11月には残り2校が予定されています。教育委員の皆様には大変お世話になります。よろしく願いいたします。</p> <p>また10月に関しては、いろんな学校の秋の行事が入ってきますし、修学旅行等まだ残っている学校もあります。学びを深めていただきたいと思います。</p>
教 育 長:	<p>9月は29日に、10月は24日に定例教があります。10月からまた学校訪問が始まります。お時間が許せばご参加いただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>何かご意見ご質問おありでしょうか。</p> <p>では「議会の議決を経るべき事件」について、事務局お願いします。</p>
部 長:	<p>9月定例議会に提出する予定の議案について報告させていただきます。条例改正で3件、一般会計と犬山城費特別会計の令和5年度の補正予算、令和4年度の決算を議案として上程する予定です。補正予算と決算の詳しい内容については、補正予算の事業調書、決算説明書をご覧ください。</p>
教 育 長:	<p>毎回話題になるのは、事業評価点数に1がついていることです。例えばニーズの把握。これは、国から降りてきたものでニーズを把握するまでもないということで、評価が1になっているところが何か所かあります。</p>
田中委員:	<p>事業評価については、例年これ自体が一つの議題となっていて、監査の講評の上で検討していたと思いますが、また別途、事後の定例委員会で議題になるのでしょうか。</p>
大黒課長:	<p>決算を経た後、教育委員会として事務の管理及び執行状況の点検評価をやらせていただくときに、このシートを元に、有識者や学識経験の方の意見を添えてまた皆様にお出しします。</p>
教 育 長:	<p>他はどうでしょう。もしあるようでしたら別の機会でも結構ですので、遠慮なくお尋ねいただきたいと思います。</p> <p>では犬山市指定無形民俗文化財「石上祭」の指定解除について、事務局お願いします。</p>
加藤課長:	<p>石上祭は、平成14年3月26日に市の文化財として指定されました。石上げ祭伝承保存会を伝承者として、現在は8月の第1日曜日に犬山市南部の尾張富士の山頂に大小様々な石を献石するというお祭りです。また夜は松明を振り回しながら山頂から参道を下りる火振りが行な</p>

	<p>われています。</p> <p>今回「尾張富士の石上祭」は、愛知県文化財保護審議会の調査審議を経て、7月28日に県の文化財指定を可とする旨の答申があり、8月4日の愛知県公報で告示され、無形民俗文化財として県の指定がなされました。</p> <p>犬山市文化財保護条例第5条第3項に「法又は県条例の規定による文化財の指定があったときは、市の指定は解除されるものとする」という規定がありますので、今回の県指定をもって市指定を解除することになりました。</p>
教育長:	<p>これについて何かありますか。</p> <p>では「子ども未来園・土曜保育の実施見直しについて」、事務局お願いします。</p>
上原課長:	<p>公立の保育園は市内に13園あります。現在、13園のうち8園が土曜保育を実施しています。</p> <p>令和5年度の土曜保育の利用状況を確認すると、城東は幼児が3.8人、未満児は1.4人で、その他に比べると低い状態にあります。こうしたことから、城東子ども未来園の土曜保育を廃止、休園とさせていただくものです。なお実施は、令和6年度からとさせていただきます。</p> <p>丸山も同様に未満児も少ないところではありますが、場所が北の東の辺りということ、また駅に近いということもありますので、現状土曜保育を実施した上で城東を閉じさせていただき、城東を使っていらっしゃる方は、丸山や城東第2の方を使っただけのような選択をされることになっていくと思います。</p> <p>10月から新年度の保育園の入園申し込みが始まります。保護者の方に案内するため、このタイミングで定例教育委員会に報告させていただきます。</p>
教育長:	<p>利用者も少ないので集約していくということです。子ども未来園だと、地元というより保護者の方の勤務の都合で通う園を決めるケースが多いので、あまりこだわりはないかと思います。これについては保護者の方にもある程度は話がしてありますね。苦情はありませんね。</p>
上原課長:	<p>今年度については、現状のとおり利用していただけますということをご案内した上で、お話の方は順次させていただいています。</p>
教育長:	<p>よろしいですか。</p> <p>では「ヤングケアラー実態調査について」、事務局お願いします。</p>
上原課長:	<p>ヤングケアラー実態調査は、市内におけるヤングケアラーの実態を把握するために行うものです。また、その調査をもとに、今後のヤングケアラー支援のための必要な検討材料の把握をします。そもそもヤングケアラーとは何か、定義はありませんが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいい、ここに責任や負担の重さが加わることにより、学業や友人関係等に影響が</p>

	<p>出てしまうことがあることをいいます。調査の対象は小学生中学生及び高校生相当の年齢ということで、高校生については、3年生は受験を控えているので、1年生2年生で調査を考えています。</p> <p>小学生、中学生については、市内の公立学校に通っている子には現在学習用端末が1人1台配られていますので、この端末を利用してウェブで回答をいただきます。なお、今回の調査に関しては学校教育課、学校現場の先生とも協議を進めているところですが、そもそも「ヤングケアラー」の定義自体子どもたちの理解がなかなか入ってこないこともありましたので、1時間の授業時間の中で10分程度先生から話をさせていただき、県からの動画も利用して、残り15分から20分程度でアンケートに答えていただく形で学校にもサポートをしていただきます。</p> <p>高校生については、当然市内の高校生ということになりますので、年齢相当の方にはがきをお送りします。はがきにQRコードを付け、アンケートに回答いただくところとリンクさせて、スマホで回答いただく形で実施させていただきます。</p> <p>アンケート項目は現在も調整中ですが、学齢に応じ児童生徒の負担とならないように、項目数をなるべく絞って対応していきたいと思っています。</p> <p>アンケートの周知については、市ホームページ公式 SNS で告知しつつ、小中学校の保護者に対しては、書面であらかじめお知らせして進めていきたいと考えています。</p>
教 育 長 :	<p>今社会問題となっているヤングケアラーについて、まずは犬山市内の実態を掴んだ上で必要な支援について模索をしていきたいということで、アンケート調査を実施するという内容です。</p> <p>ご意見ご質問おありでしょうか。</p>
教育長職務代理者 :	<p>元々ヤングケアラーというのは、家庭に要介護のおじいちゃんおばあちゃんや体が不自由な保護者がいて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を子どもが行っているかどうかだと思います。しかし、保護者は元気だけれど仕事で全くいなくて、子どもが自分でご飯を作らなきゃいけないという家庭も結構あると思います。その辺りは、きちんと分けてもらえるのでしょうか。</p>
上原課長 :	<p>ヤングケアラーの定義は、そこに責任が伴うかどうかです。責任の重さは子どもたちにとってなのか誰が見てそう思うのかというところは、なかなかアンケートでは把握が難しいと思います。あくまでも子どもからの発信での回答になるので、ある意味回答待ちでどんな結果になるかというところがあります。</p>
教育長職務代理者 :	<p>これをきっかけに、子どもからの SOS が取れるといいなと思います。</p>
教 育 長 :	<p>線引きが難しいし、家庭環境によってはお手伝いを当たり前のようにやっている子もいます。それをカウントしていいかどうかは別ですが、</p>

	<p>実際にそういうことになっている子どもたちが何人ぐらいいるかという概要がわかれば、細かなところを調査する入口にはなるかもしれません。まずは一度調べてみようということです。</p>
木澤委員:	<p>虐待のときもそうですが、周りがどんなに虐待だと思っても、子どもはそう思っていないし、親の元へ帰りたい。そういう子どもたちを見てきているので、ひょっとすると養育放棄かもしれないけれど、子どもにとっては親に褒められたい、親のことをやってあげてみたいみたいな違った見方もできます。数字だけで追ってその辺が本当に出てくるのか、異なる見方によっては数字が違った方についてしまわないかという懸念も少し感じました。</p>
教育長:	<p>いろいろ心配があるけれど、何もしないと何もわからない。おそらく個人名もわかるので、学校で把握しているのに子どもは回答していないとか、逆に学校は把握していないけれど子どもは回答してくるとか、見えないところから見えてくるものもあるということで、それなりの意味があるだろうと思います。</p>
渡邊委員:	<p>高校3年生でこういう状態になったため進路をとという把握を含めるなら、高3もとった方がいいのではないのでしょうか。</p>
教育長:	<p>現実問題として、こういったことがあって高校から上級学校に進学をしたくても断念せざるを得ない子がもしあればということですね。これはちょっと検討しますか。</p>
上原課長:	<p>他にも同じように高校生のアンケート取っている市町があり、もう少し時期が早ければ3年生もということもあります。一度検討はさせていただきます。</p>
教育長:	<p>その子たちに支援がしてあげられるかどうかということもあるので、これについてはご意見として承っておきたいと思います。</p>
小倉委員:	<p>私の周りにはいるヤングケアラーの子どもを基準にすると、お母さんの病気の薬の管理とか日常的すぎて、何かあったら書いてくださいでは当たり前で書かないと思います。なので、低学年になればなるほど、できるだけ具体的な項目を出して、チェックしやすい回答の方法じゃないと拾えないと思います。</p>
教育長:	<p>細かいことを言い出すと難しいと思います。例えば、お母さんの世話と言っても、下の世話をしている子もいるかもしれない、薬の管理をしている子もいるかもしれない。ただお母さんの夕食のお手伝いをしているのも、子どもは世話をしていると思うかもしれないですね。</p>
小倉委員:	<p>反対に、当たり前だと思っていて、世話をしていると思っていないんじゃないかと思うんです。</p>
教育長:	<p>その子にとって当たり前のことを、第三者から見てヤングケアラーじゃないかと捉えてしまうことがいいのか悪いかですね。負担だなあ、やめたいなあと思っているのか、それがお母さんのためになるなら喜んでやります、負担でもヤングケアラーでもなんでもありませんという子</p>

	<p>も中にはいるかもしれないですね。だから一番は子どもたちが負担に感じるかどうかというところなのかなと思います。</p>
小倉委員:	<p>親のためにというときにはいいけれど、それがあつた時いっぱいいいになってしまふことがあるので、そこを拾いたい。薬のこと食事のこと、家の仕事のこと、お金の管理のこと等ピンポイントの項目で拾つて、支障があるようなら話を聞いてあげるとか、カウンセラーの先生に話を聞いてもらうとかになると思ふます。答えやすく実態がでて来やすい項目にしてあげないと低学年は難しいと思ひました。</p>
教育長:	<p>どこまで反映させていただけるかわかりませんが、そういったご意見があつたことは尊重しながらアンケート調査に取り組んでいただきたいと思ひます。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LINE は家庭でのことなので、学校が指導しなければならないところからは逸脱しているのではないか。スマートフォンを持たせるということ自体学校は推奨しているわけでも認めているわけでもない。世界的にもあまり認めているものではないし、最近では逆に SNS 自体を拒否している部分も見受けられている。 ・いじめの定義が「起こつた場所は、学校の内外問わない」とあるので、学校の先生も知つた以上当然対応するべきだと思ひ、教員が関わることでよりプラスに解決できるのであればやっていただきたい。地域との連携で警察、地域、学校、場合によっては児童相談所と情報共有しながら工夫してやっていけることがあるといい。かといつて過剰に警察ばりにやれることはないので、無理なものは無理と管理職の方が判断されると先生たちもやりやすいのではないか。 <p>スマホについては保護者の認識は全体的にすごく甘いと思ひるので、「推奨しません」とか「プライベートなことまで学校が解決に踏み込めません」とか、最初に先生方から強く周知するのも一つの手だと思ひう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンは、あくまで親子の中の必要性で持っているものなので、親にはすごく責任があるんだということをもっと知ってもらつていい。使い方次第で毒にもなるので、その辺の情報を提示できるとよりいいのではないか。 ・いじめの加害者が分かつた時の対応がとても大事。加害者と言われて

	<p>いる子の人生も見方が変わってくる気がするので、被害者以上に対応してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホを子どもが持つことについては賛否あると思う。例えば、大阪北部の地震で塀が倒れて女の子が亡くなった時、それ以降登下校中に子どもにはスマホを持たせるべきという意見があった。家庭の事情によってはどうしても持たせなければいけない状況もある。なるべく持たせない方がいいけれど、どうしても持たせなければならない時は、危険性があるということも頭に入れて子どもにきちんと指導してくださいと親に伝えていくことが必要。今いろいろ出た意見は学校現場に確認をしたり伝えたりしていただきたい。 ・似たような事例は、他の学校にもたくさんあると思う。こう対応したという好事例を出してもらい、たくさん積み上げて公表できると、子どもたちの自己防衛になると思う。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言ありませんか。
田中委員:	決算で確認したいことがあります。少し前のニュースにもありましたが、国が地方交付税を出す時には学校図書費として学校規模、生徒規模ごとに概算を出して渡しているけれど、地方自治体では実際にきた額は使っておらず他の分野で使っていることが指摘され、ここ20年ぐらい学校図書費が減ってきているという問題があると思います。本市の場合どういう状況ですか。
大黒課長:	交付税との兼ね合いは調べないと分からないので、時間をいただきたいと思います。図書費だけで言うと、おっしゃるように、古い図書が多いとか、なかなか充実しないところではありますが、最近はふるさと納税のお金をいただいて数百万投じたとか、寄附をいただいた時に学校が図書を買うということで、本市の場合は予算以上に投じています。また読解力の関係で、「読む」ことを大事なところとして捉えていますので、予算は増額しています。
田中委員:	受け取る側には費目の別なく一括できますよね。出す側は何%図書費みたいな形でやっていることを、自治体側が把握しているのかどうか、そのあたりをご教示いただけますか。
大黒課長:	地方交付税は一般財源になるので、自由な使い方ができます。基本的な各費目の算定はありますが、その年その年で必要などころに必要な予算を投じていくということで、議会にお認めいただいています。
	その他
教育長:	何かありますか。事務局お願いします。
大黒課長:	西尾市でお子さんが市のグラウンドでけがをしたということで、本市においても「置きくぎ」を今調査中です。

主 幹:	小中学校については、今日までのところで目視での確認と報告をしています。おそらく運動会の時には目印で釘を刺すと思うので、運動会の後それを取った状況で、金属探知機を使って置きくぎがないか調査をしていこうと考えています。
教 育 長:	先日南小のグラウンドを金属探知機で探したら、やっぱりたくさん釘が出てきたようです。子どもたちの安心安全が最優先ですが、運動場にやっぱり印は必要なので、例えば、輪にしたところに紐をかけるとか、ゴム製のもので印をつけるとか、危険のないような印の仕方をしていくよう学校には話をしていきたいと思います。
教 育 長:	閉 会 これもちまして、8月定例教育委員会を終了（11：21）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 9月29日（金）10時 401会議室